

津南町障害者計画

(令和 6 年度～令和 11 年度)

第 7 期津南町障害福祉計画

第 3 期津南町障害児福祉計画

(令和 6 年度～令和 8 年度)

令和 6 年 3 月
新潟県津南町

第1部 総論

はじめに

津南町では、平成30年3月に「津南町障害者計画」、令和3年3月に「第6期津南町障害福祉計画・第2期津南町障害児福祉計画」を策定し、障害者施策を推進してまいりました。第6期の事業としては、グループホームニーズ調査等からニーズを把握し、障害者の地域移行を進める必要があることから、当町2棟目となるグループホームを整備いたしました。また、人工透析をしている方の送迎サービスや、通所の際の経費を補助する交通費助成など、町単独の施策を実施し、負担軽減を図ってきました。

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。障害がある人が社会の一員として尊重され、障害の有無や年齢・性別にかかわらず、地域でいきいきと暮らせるよう障害に対する理解と配慮が求められます。

本計画は、身近な地域とともに支え合いながら心豊かに生活できる「共生社会」の実現をめざして策定されています。

計画の推進には、地域の皆様をはじめ、障害福祉サービス事業関係機関の皆様との連携した取り組みが必要不可欠でありますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました津南町自立支援協議会の皆様、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

津南町長 桑原 悠

【目 次】

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景及び趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
1 津南町障害者計画	2
2 津南町障害福祉計画及び津南町障害児福祉計画	2
3 各計画の性格及び他計画との関係	2
第3節 計画の期間及び見直しの時期	2
第4節 計画の策定経過	3
1 計画策定体制	3
2 計画策定のための調査	4
第5節 計画の推進体制	4
1 計画の推進	4
2 計画の進捗管理	5
第6節 障害保健福祉圏域	5
第2章 障害者施策の概況	7
第1節 制度改正の流れ	7
1 障害者権利条約の批准と国内法の整備	7
第2節 障害者総合支援法及び児童福祉法の概要	9
1 障害者総合支援法及び児童福祉法	9
2 障害者・障害児を対象とした福祉サービス体系	12
第3章 津南町における障害者の状況	17
第1節 障害者の状況	17
1 津南町の総人口	17
2 障害別の状況	18
第2節 障害福祉サービス利用の状況	24
1 障害者総合支援法による利用状況	24
2 町内のサービス提供事業所	27

第2部 津南町障害者計画

第1章 津南町障害者計画の基本的な考え方 -----	29
第1節 基本理念 -----	29
第2節 基本方針 -----	29
第3節 基本体系 -----	32
第2章 基本計画 -----	33
第1節 社会参加の推進 -----	33
1 外出・移動の支援 -----	33
2 スポーツ・文化・交流活動の促進 -----	36
3 障害者団体等への活動支援 -----	37
4 啓発・広報の推進 -----	39
第2節 雇用・就労の促進 -----	41
1 障害者雇用の促進 -----	41
2 福祉的就労の場の充実 -----	43
第3節 保育・教育の充実 -----	45
1 早期療育の推進 -----	45
2 障害児保育の充実 -----	47
3 障害児教育の充実 -----	49
第4節 福祉サービスの充実 -----	51
1 福祉サービスの充実 -----	51
2 相談支援体制の強化 -----	54
第5節 地域生活の支援 -----	56
1 日常生活の支援 -----	56
2 家族支援の充実 -----	59
第6節 保健・医療の推進 -----	61
1 保健・医療の充実 -----	61
2 精神保健・医療の適切な提供等 -----	62
第7節 安全・安心 -----	64
1 防災対策の推進 -----	64
2 防犯対策の推進 -----	66
3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 -----	67
第8節 差別の解消及び権利擁護の推進 -----	68
1 障害を理由とする差別の解消の推進 -----	68

2 権利擁護の推進、虐待の防止 -----	70
第9節 行政サービス等における配慮 -----	72
1 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 -----	72
2 選挙等における配慮等 -----	73

第3部 第7期津南町障害福祉計画・第3期津南町障害児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方 -----	74
第1節 計画の基本理念 -----	74
1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 -----	74
2 障害特性に配慮した一元的な障害福祉サービス等の実施等 -----	74
3 地域生活移行、地域生活継続の支援、就労支援への対応 -----	74
4 地域共生社会の実現に向けた取り組み -----	74
5 障害児の健やかな育成のための発達支援 -----	75
第2節 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項 -----	75
1 必要な訪問系サービスの確保 -----	75
2 障害者に希望する日中活動系サービスを保障 -----	75
3 入所施設等から地域生活への移行を推進 -----	76
4 福祉施設から一般就労への移行等を推進 -----	76
5 障害児支援のための提供体制の確保 -----	76
第3節 相談支援の提供体制の確保 -----	76
第2章 計画の評価と見直し -----	78
第1節 P D C Aサイクルの基本的な考え方 -----	78
1 P D C Aサイクルによる評価と見直し -----	78
2 障害福祉計画等におけるP D C Aサイクル -----	78
第3章 令和8年度の成果目標・活動指標の設定 -----	80
第1節 成果目標・活動指標の設定及び設定にあたっての考え方 -----	80
1 成果目標 -----	80
2 活動指標 -----	88
第4章 指定障害福祉サービスの見込量 -----	91
第1節 指定障害福祉サービスの見込量と確保の方策 -----	91
1 訪問系サービス -----	91

2	日中活動系サービス -----	94
3	居住系サービス -----	99
4	相談支援 -----	101
第5章 障害児通所支援事業等の見込量 -----		103
第1節 障害児通所支援事業等の見込量と確保の方策 -----		103
1	障害児通所支援事業等 -----	103
第6章 地域生活支援事業の見込量 -----		107
第1節 地域生活支援事業の見込量と確保の方策 -----		107
1	必須事業 -----	107
2	任意事業 -----	115
3	その他の事業 -----	117
《資料編》		
○	資料1 津南町地域自立支援協議会設置要綱 -----	120
○	資料2 津南町地域自立支援協議会委員（計画策定委員）名簿 -----	122
○	資料3 計画策定経過 -----	123

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国は平成26年1月に「障害者権利条約」を批准し、国際的に同じステージで障害者施策を講じることとなりました。条約は「人権や基本的自由を約束し、人もともと持っている自分らしさを大切にする」と謳っています。これは障害の有無にかかわらず、私たちが生きていく上での根幹をなす考え方であり、地域生活で共生していくために重要な視点だと考えます。

政府においては、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援とともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、令和5年度から令和9年度までの5年間の「障害者基本計画（第5次）」を策定しました。そのなかで、「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」「安心・安全」「情報アクセシビリティ」「防災・防犯」「行政等における配慮の充実」「保健・医療」「自立した生活支援」「教育」「雇用・就業、経済的自立の支援」「文化芸術・スポーツ」「国際協力」の11分野について、それぞれの施策の基本的な方向を示しています。

津南町においてもこれらの国県の施策を踏まえ、障害の有無や年齢・性別にかかわらず、身近な地域でともに支え合いながら心豊かに生活できる「共生社会」の実現をめざすための仕組みづくりが求められています。

こうしたなか、地域の実情等を反映させるため、令和5年8月に障害のある人、難病の治療を受けている人等にアンケート調査を実施しました。

この調査結果に基づき、令和6年度～令和11年度「津南町障害者計画」および「第7期津南町障害福祉計画」「第3期津南町障害児福祉計画」を策定しました。

これらは、津南町の障害福祉施策を総合的にまとめたものであるとともに、障害や難病を抱えていても、地域社会で安心して生活できるように、支援体制の整備と各種サービスの提供体制の確保のために必要な取組を定めたものです。

第2節 計画の位置づけ

1 津南町障害者計画

- この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく津南町の障害者基本計画です。
- この計画は、福祉、保健、教育、就労など障害福祉施策全般について、基本的な取り組みを定めたものです。

2 津南町障害福祉計画及び津南町障害児福祉計画

- 津南町障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく計画です。
- 津南町障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく計画です。
- これらの計画は、今後の障害福祉サービスの整備を計画的に進めていくために、国が定めた基本指針に掲げる成果目標や活動指標の設定や、各法に定める各種サービスの見込量及びサービス確保の方策などを定めたものです。

3 各計画の性格及び他計画との関係

「津南町障害者計画」は、今後の施策における基本的な方向性を示したものであるのに対し、「津南町障害福祉計画」及び「津南町障害児福祉計画」は成果目標及び活動指標、サービス見込量やサービス確保の方策を示した実施計画という位置づけになります。

各計画とともに、国や県の各種計画や施策を踏まえ、「津南町総合振興計画」及び「津南町保健医療福祉計画」と整合性を図りながら策定しました。

第3節 計画の期間及び見直しの時期

「津南町障害者計画」の期間は令和6年度から令和11年度の6年間とします。

「津南町障害福祉計画」及び「津南町障害児福祉計画」の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間を、「第7期津南町障害福祉計画」及び「第3期津南町障害児福祉計画」とします。

「津南町障害福祉計画」及び「津南町障害児福祉計画」においては、P D C Aサイクルにより成果目標及び活動指標の達成状況についての中間評価を少なくとも1年に1回行ったうえで、必要に応じてその評価結果を次年度の予算等に反映させることになっています。両計画の次期計画は令和8年度に策定する予定ですが、今後の社会情勢の変化や法改正等の状況に応じて、「津南町障害者計画」も含め計画の見直しを行うこととします。

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害者計画	障害者計画					
障害福祉計画 障害児福祉計画	第 7 期障害福祉計画 第 3 期障害児福祉計画			第 8 期障害福祉計画 第 4 期障害児福祉計画		

第 4 節 計画の策定経過

1 計画策定体制

(1) 計画策定委員会

町議会、民生児童委員協議会などの関係機関や、身体障害者互助会、手をつなぐ親の会、家族会などの障害者団体のほか、社会福祉法人やN P O 法人、相談支援事業所、関係行政機関などに所属する委員 17 名からなる「津南町地域自立支援協議会」を計画策定委員会と位置づけ、その中で検討を進め各種施策などについてご意見をいただきました。

協議会の委員構成及び開催経過は、本計画後段の資料編のとおりです。

(2) 十日町市・津南町障害福祉関係機関連絡調整会議

本組織は、十日町市・津南町の相談支援事業所、障害福祉サービス提供事業者、医療機関、行政機関などの関係機関で構成しています。相談支援事業所が事務局となり、専門部会を設け様々な議論が進められています。令和 3 年度から津南部会の下部組織として、より細かな議論をするためにワーキングチームを設置しました。町独自の課題に対して検討を進めています。各部会で出された意見は、全体会で調整し両市町の地域自立支援協議会に具体的に報告・提言する体制になっています。

(3) 庁内体制

庁内関係部署職員や関係機関から情報提供などの協力を得ながら、本計画の素案の策定・検討を行いました。

2 計画策定のための調査

(1) 関係機関によるアンケート調査及びヒアリング

十日町市・津南町障害福祉関係機関連絡調整会議では、令和5年8月に令和6年度～令和8年度の障害福祉サービス利用見込数について、アンケート調査及びヒアリングを実施しました。調査に協力いただきました障害福祉サービス提供事業者や医療機関、相談支援事業所等のご意見や集計結果を計画の参考にしました。

(2) 障害福祉に関するアンケート

令和5年4月1日現在、津南町に住所のある人（障害福祉サービス利用中の転出者を含む）で身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの方及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費受給者の方で、65歳未満の方々、並びに65歳以上で障害福祉サービスの利用者の方を対象に、「障害福祉に関するアンケート」を令和5年8～9月に実施しました。そのご意見や集計結果等を計画の参考にしました。

第5節 計画の推進体制

1 計画の推進

(1) 総合的な取組の推進

各計画を推進していくためには、障害のある人やその家族、地域住民、障害者団体、民生児童委員、サービス提供事業者、NPO法人、民間企業、行政関係機関などによる連携のもと、総合的かつ一体的に取り組まなければなりません。

このため、「津南町地域自立支援協議会」及び「十日町市・津南町障害福祉関係機関連絡調整会議」を通して連携を深めるとともに、ボランティア活動などの地域福祉活動とも協働体制づくりを進めていきます。

(2) 福祉、教育、保健、医療等の連携

乳幼児の頃からの一貫した相談支援活動や生活を支える支援を行うためには、福祉分野のみならず、教育、保健、医療機関等との連携が重要です。日頃の情報交換や十分な連携により継続した支援を行います。

(3) 国や県、近隣自治体との連携

現在に至るまで障害福祉に関する国の施策は、めまぐるしく変化しており、各種事業の進捗は今後の制度改革に大きく左右されます。制度改革などを適切に把

握し、国や県と連携しながら関連施策を進めます。

また、近隣自治体や圏域単位で支援が必要な事業については、連携しながら効率的・効果的な事業の実施を進めます。

(4) 庁舎内の推進体制

両計画に掲げた各種障害福祉施策は、福祉分野だけでなく保健、医療、教育、就労、建設、防災など広範囲な分野にわたっています。このため、関係部局と調整会議を開くなど庁舎内の関係各課と連携し、計画に掲げた事項について取り組みを進めます。

2 計画の進捗管理

「津南町障害者計画」においては、計画に掲げた各種施策の実施状況を点検・評価・改善等を繰り返し行うことにより、計画内容の向上に努めます。

また、「津南町障害福祉計画」及び「津南町障害児福祉計画」においては、国の基本指針に示された基本的な考え方や、成果目標等を踏まえ、P D C Aサイクルによる見直しを少なくとも年に1回行い、その結果に基づいて必要な施策を講じます。

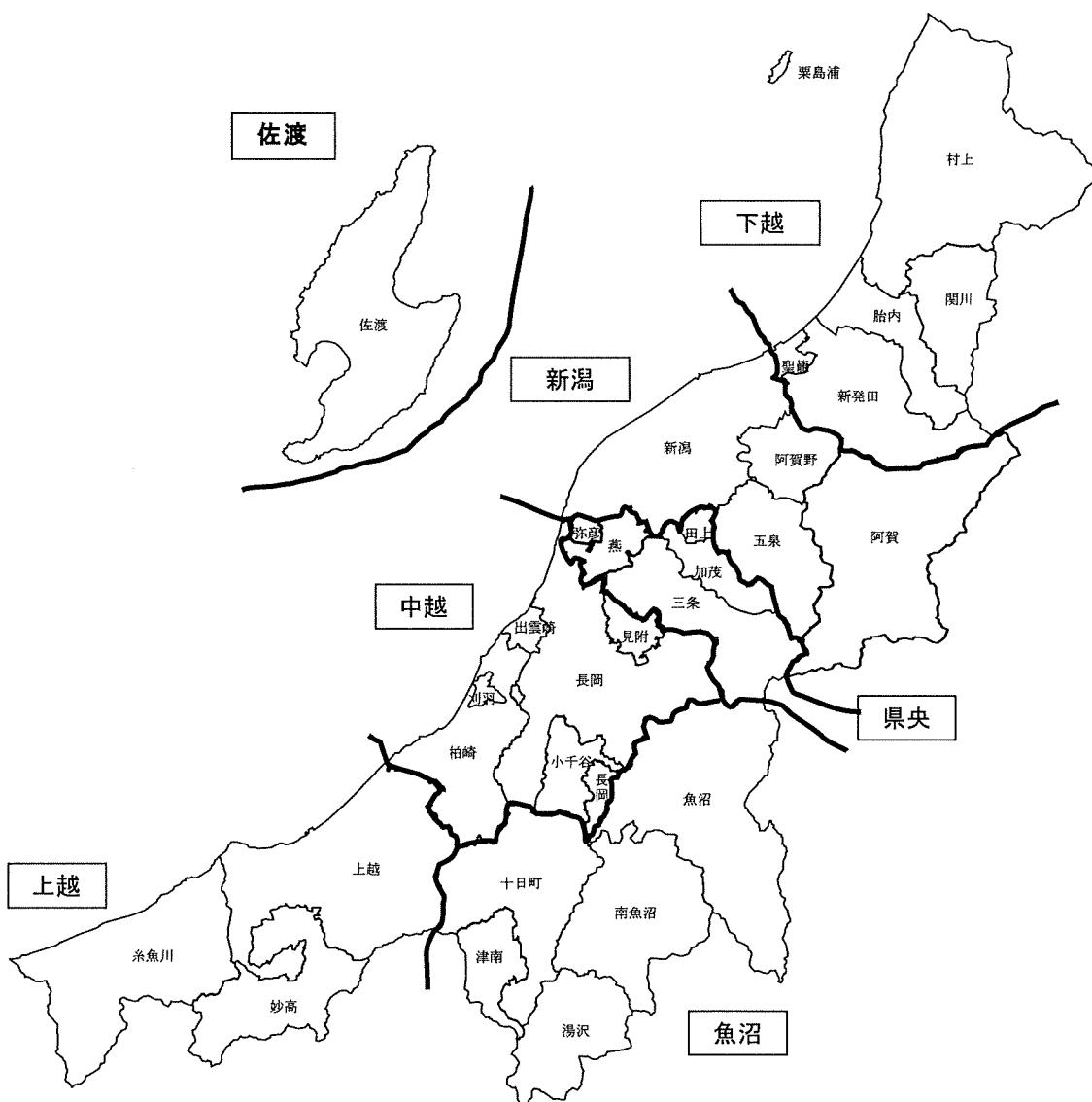
第6節 障害保健福祉圏域

平成29年3月に定められた「新潟県障害者計画」のなかで、今後、障害福祉施策を推進するにあたって、療育支援や障害者就業支援といった単独の市町村では対応が難しい事業やサービスなどを複数の市町村が広域圏ごとにネットワークを構築しながら各種サービスを計画的に整備する必要があるため、「障害保健福祉圏域」が設定され、津南町は「魚沼圏域」に分類されています。この圏域は、当町のほか、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町の3市2町で構成されています。

なお、この「障害保健福祉圏域」は、保健・医療施策との連携を図るため、新潟県地域保健医療計画に定める「二次保健医療圏」と同一区域とされています。

新潟県障害福祉圏域

新潟県障害福祉課



圏域区分	市町村名
下越	新発田市、村上市、胎内市、聖籠町、関川村、栗島浦村
新潟	新潟市、五泉市、阿賀野市、阿賀町
県央	三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町
中越	長岡市、小千谷市、柏崎市、見附市、出雲崎町、刈羽村
魚沼	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
上越	上越市、糸魚川市、妙高市
佐渡	佐渡市

第2章 障害者施策の概況

第1節 制度改正の流れ

1 障害者権利条約の批准と国内法の整備

かつて我が国の福祉サービスの提供方式には「措置制度」があり、申請に基づいて行政機関の一方的な措置決定によりサービス内容などが決定され、サービスが支給される仕組みがありました。

しかし、福祉需要の増大やサービスニーズの複雑化などにより、制度の仕組みを抜本的に改正する必要性が生じ、「措置制度」に変わり平成15年4月から「支援費制度」が導入されました。この「支援費制度」では、障害のある人の自己決定を尊重し、サービス利用者が事業者と対等な関係のなかで障害のある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みに改正されました。

しかし、この「支援費制度」により、障害のある人に対する支援が一歩前進した一方、市町村によって利用できるサービスが大きく違うことなど、サービス水準に大きな地域間格差が生じました。

このような状況のなか、生じていた様々な問題を解消するために制度を抜本的に見直し、障害のある人が地域社会で自立した生活ができるように支援するという「支援費制度」の理念を引き継ぐ形で、平成18年4月1日より「障害者自立支援法」が施行されました。

その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者（児）を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については、児童福祉法を根柢に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成25年4月に「障害者総合支援法」に法律の題名も変更されて施行されました。

平成26年1月には、日本は障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）を締結しました。この条約は、障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包括等を一般原則とし、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進するための措置を締約国が取ること等を定めています。

また、この条約の締結に先立ち、平成23年8月に障害者基本法が改正され、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は社会のあり方との関係によって生ずるという、いわゆる社会モデルに基づく障害の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の理念が盛り込まれ、また、同年には、障害者虐待防止法（障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）も制定されました。

その後、平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定され、また、障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）の改正により、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止や障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置が定められ、平成28年4月から施行されました。

また、障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律）や青年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法の一部を改正する法律の制定や発達障害者支援法の改正等が行われました。

第2節 障害者総合支援法及び児童福祉法の概要

1 障害者総合支援法及び児童福祉法

平成23年の障害者基本法の改正に伴い、法の目的規定を改正し、基本理念を創設することに合わせ「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）として平成25年4月1日に施行されました。

令和4年12月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しました。

今回の改正は、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するために改正するものです。

○ 目的規定

障害者総合支援法では、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されています。また、障害福祉サービスに係る給付に加えて、地域生活支援事業による支援が明記され、それらの支援を総合的に行なうことが示されています。

○ 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行なわれることを法律の基本理念として掲げられています。

○ 障害者の範囲の見直し

「制度の谷間のない支援」を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等が追加され、障害福祉サービス等の対象としています。

これにより、難病患者等で症状の変動などの理由により身体障害者手帳の取得ができない一定の障害がある方々に対しても障害福祉サービスを提供できるようになりました。

○ 障害支援区分の認定

障害者総合支援法では、公平なサービス利用を実現するために、障害のある人のサービスの必要性を明確に判断するために、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして「障害支援区分」を市町村審査会において認定します。

認定は2段階となっており、コンピューターによる一次判定では、認定調査項目（80項目）と医師意見書の一部が反映され、また、市町村審査会による二次判定では、特記事項と医師意見書（一次判定で評価した項目を除く）について審査会で話し合われ、障害支援区分が認定されます。

○ 主な改正の内容

(1) 障害者等の地域生活の支援体制の充実

①共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることを法律上明確化する。

②障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。

③都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

(2) 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進

①就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。

②雇用義務の対象外である週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。

③障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

(3) 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備

①家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。

②市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を探る理由を追加する。

③虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

(4) 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

①難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。

②各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の

連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

(5) 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース

(D B) に関する規定の整備

障害D B、難病D B及び小慢D Bについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

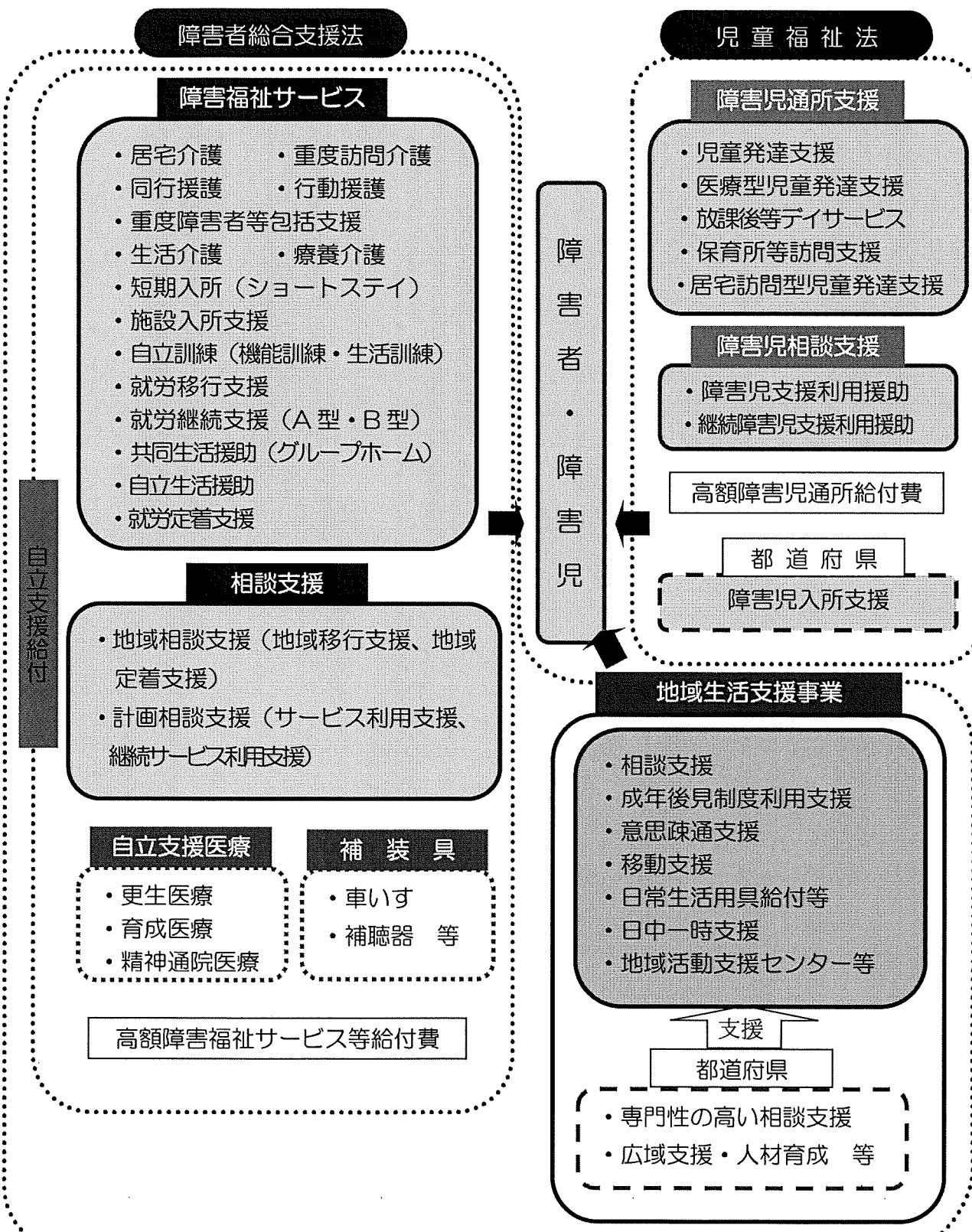
(6) その他

①市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。

②地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

2 障害者・障害児を対象とした福祉サービス体系

障害者総合支援法及び児童福祉法では、障害のある人が障害の種類や年齢、施設・居宅の枠組みを超えて利用できる共通の制度として、各種サービスを定めています。



(1) 障害者総合支援法のサービス

区分	サービス名	内 容
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時、医療機関への入院時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害者に、外出先で代筆、代読、移動、排泄、食事等の支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型)	雇用型の就労や生産活動の機会の提供を行います。
	就労継続支援 (B型)	就労や生産活動の機会の提供を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

区分	サービス名	内 容
	自立生活援助	一人暮らしを希望する、知的又は精神障害のある人に対して地域生活を支援するための訪問、相談を行います。
	就労定着支援	就労環境の変化によって生活面に課題が生じてしまう方に対して、職場や自宅に訪問し、指導や助言を行うことで、適応できるように支援します。
相談支援	計画相談支援 (サービス利用支援)	利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。
	計画相談支援 (継続サービス利用支援)	サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。
	地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。
自立支援医療		更生医療：障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。 育成医療：生活能力を得るために必要な医療を給付します。 精神通院医療：精神疾患に対する通院医療を給付します。
補装具費		義肢や車いす等の購入に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給をします。また、成長に伴い短期間で取り換えが必要な障害児等に貸与の活用も可能とします。
高額障害福祉サービス等給付費		世帯内で障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、高額障害福祉サービス等給付費を支給します。

(2) 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

区分	サービス名	内 容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害者が直面する「社会的障壁」を除去するために、障害者への理解を深めるための研修・啓発を行います。
	障害者福祉活動事業助成等 (自発的活動支援事業)	ピアサポートや社会活動支援など、障害者、家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
	相談支援事業	障害者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するための申立て費用等について、必要な人に補助をする事業です。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備を支援します。
	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置等、障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす5種類の用具を給付または貸与します。
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話をを行うのに必要な手話語彙・手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通に手話を用いる障害者の日常生活・社会生活を支援します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
任意事業（一部抜粋）	身体障害者福祉ホーム 精神障害者福祉ホーム	住居を必要としている人に低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	訪問入浴サービス	家族の介護だけでは入浴できない重度心身障害者に対し、委託業者が巡回入浴車及び看護職員・介護職員を派遣し、定期的な入浴機会を提供します。
	日中一時支援	一時的に見守り等の支援が必要な方の日中利用のサービスです。
	緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)	障害者を緊急的に保護するために居室確保を行います。

介護給付費等支給審査会 (障害支援区分認定等事務)	障害支援区分に関して審査及び判定を行う介護給付費等支給審査会を運営します。
------------------------------	---------------------------------------

(3) 児童福祉法のサービス

区分	サービス名	内 容
障害児通所支援	児童発達支援	障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害のある子ども等に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障害のある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な重症心身障害児などの居宅を訪問し、発達支援サービスを行います。
障害児相談支援	障害児相談支援 (障害児支援利用援助)	障害児通所支援を利用する障害のある子ども等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。
	障害児相談支援 (継続障害児支援利用援助)	障害児支援利用計画が適切かどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行い、障害児支援利用計画の修正を行います。
高額障害児通所給付費		世帯内で障害児通所支援サービスや障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、高額障害児通所給付費を支給します。

第3章 津南町における障害者の状況

第1節 障害者の状況

1 津南町の総人口

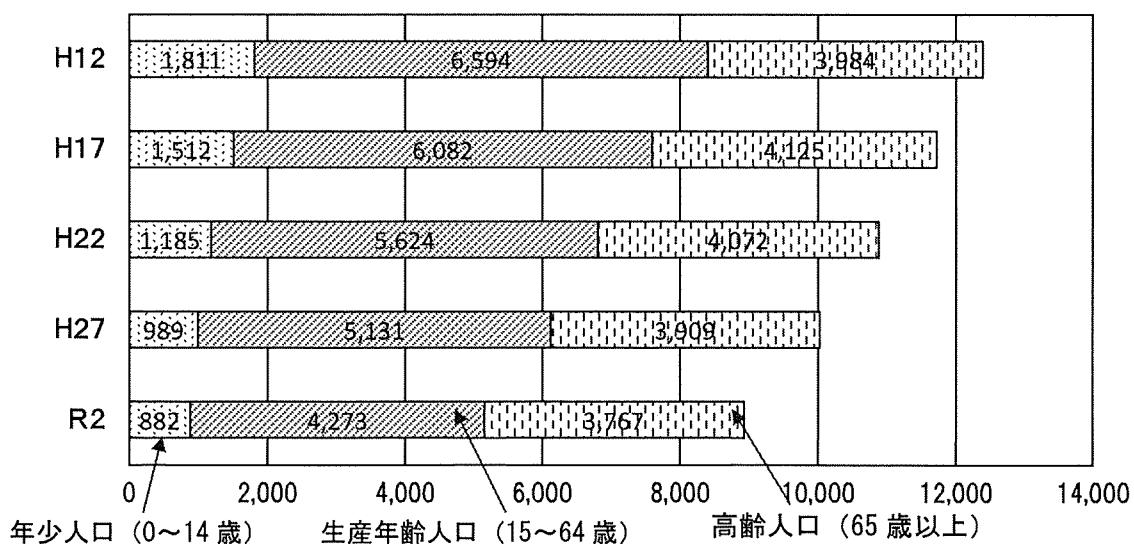
(1) 国勢調査における総人口の推移

令和2年度の国勢調査結果から、前回と同様に日本の人口は減少傾向にあります。津南町ではさらに著しく減少傾向が続いています。平成12年度から平成22年度までの10年間で1,508人の減、率にして12.2%の減であり、平成22年度から令和2年度までの10年間では1,959人の減、率にして18.0%の減となっています。

総人口に占める年齢区分別の構成比をみると、65歳以上の人口が平成12年度から平成22年度までの10年間で88人の増となっていますが、平成17年度を境に令和2年度までの15年間で358人の減となっています。しかし、令和2年度の65歳以上の人口割合については過去20年間で最も高くなっています。

年度	0~14歳	15~64歳	65歳以上	計			
H12	1,811人	14.6%	6,594人	53.2%	3,984人	32.2%	12,389人
H17	1,512人	12.9%	6,082人	51.9%	4,125人	35.2%	11,719人
H22	1,185人	10.9%	5,624人	51.7%	4,072人	37.4%	10,881人
H27	989人	9.9%	5,131人	51.1%	3,909人	39.0%	10,029人
R2	882人	9.9%	4,273人	47.9%	3,767人	42.2%	8,922人

図1 国勢調査における年齢区分別人口の推移（単位：人、カッコ内は構成比）



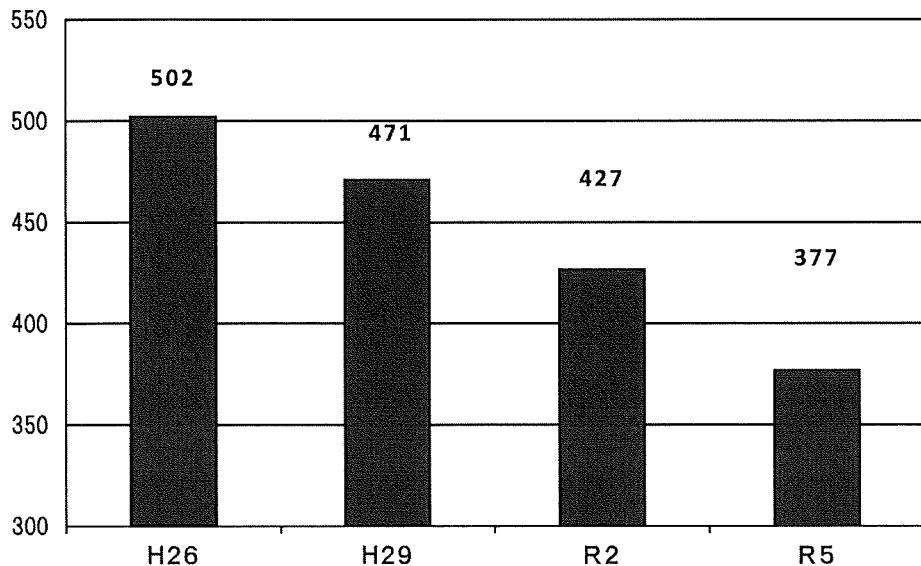
2 障害別の状況

(1) 身体障害者

①手帳所持者総数

身体障害者手帳所持者の町人口に対する比率は、減少傾向にあります。令和5年度は令和2年度と比較して50人の減となっています。

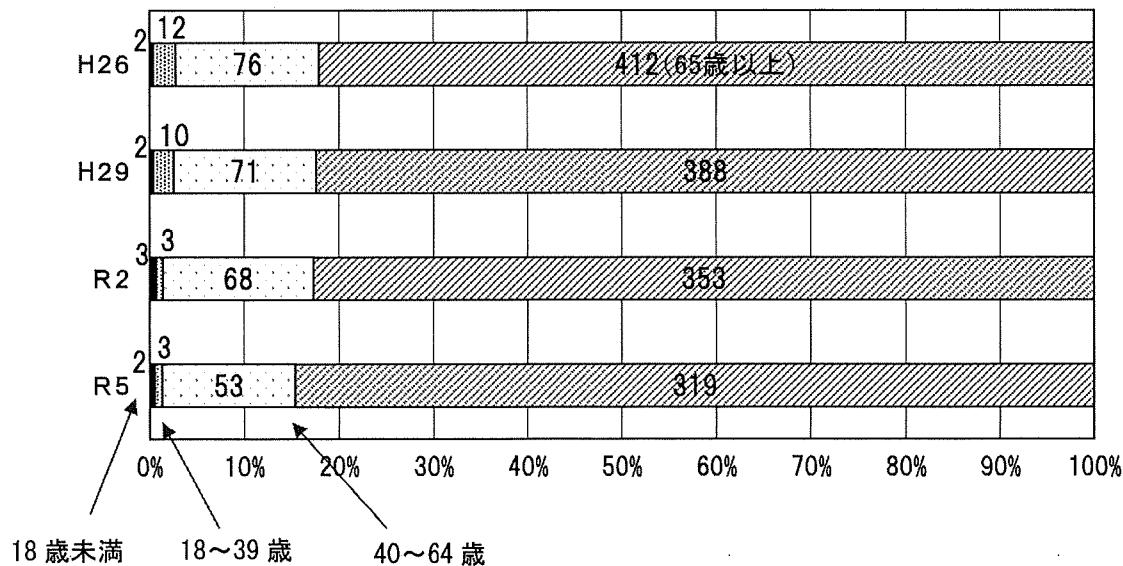
図2 身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在：以下同じ）



②年齢別構成比

年齢別では従来と同様、65歳以上の人々が圧倒的に多く、令和5年度では319人、率にして85%で全体の8割を占めています。しかし、この年齢層において令和2年度と比較すると34人の減となっています。

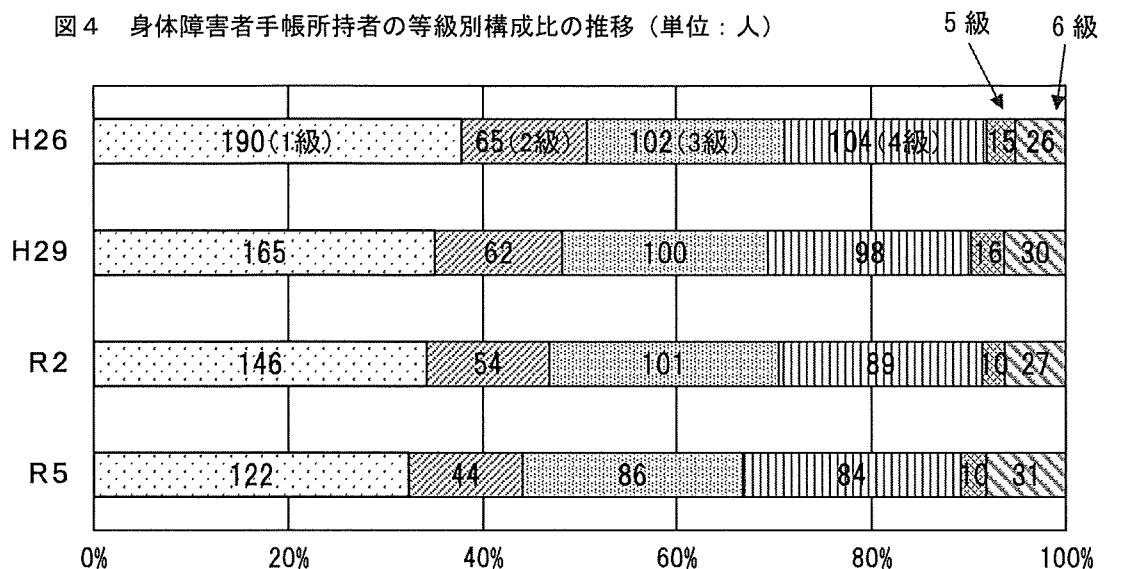
図3 身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移（単位：人）



③等級別構成比

等級別では、各年度において1級が最も多く、令和5年度では122人で全体の32%を占めています。構成比では、平成26年度までは1・2級の重度障害者が半数以上を占めていましたが、令和5年度は全体的に減少しており、3～6級の手帳所持者が過半数を占める状況となっています。

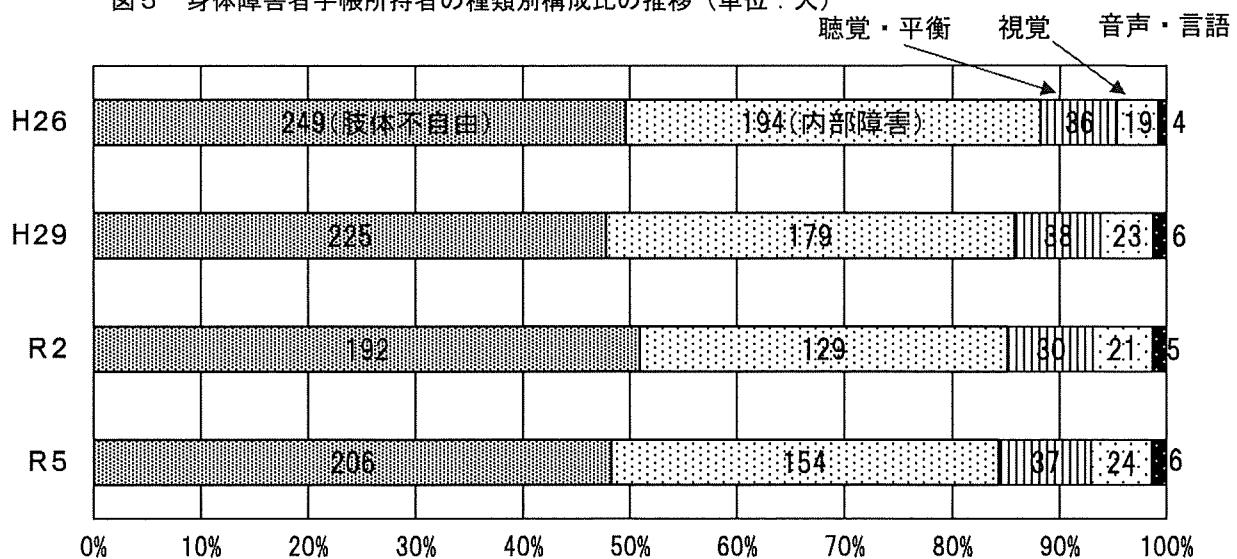
図4 身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移（単位：人）



④障害種類別構成比

障害種類別では、各年度において「肢体不自由」が最も多く、令和5年度では206人で全体の48.2%を占めています。令和2年度と比較して「肢体不自由」、「内部障害」、「聴覚・平衡」「視覚」「音声・言語」すべてが増加となっています。

図5 身体障害者手帳所持者の種類別構成比の推移（単位：人）

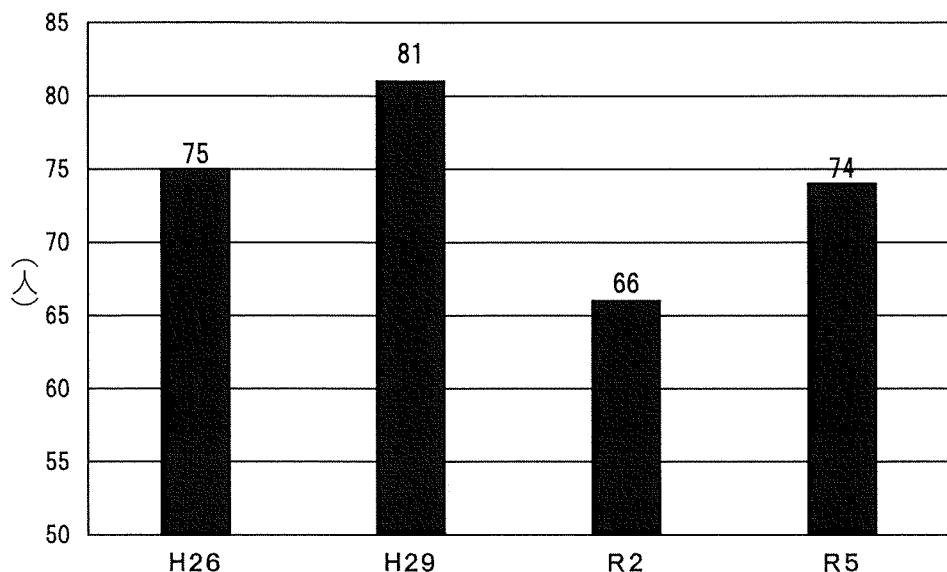


(2) 知的障害者

①手帳所持者総数

療育手帳所持者は年々増加傾向がみられましたが、平成29年度をピークに減少し、令和5年度は令和2年度と比較して8人の増となっています。

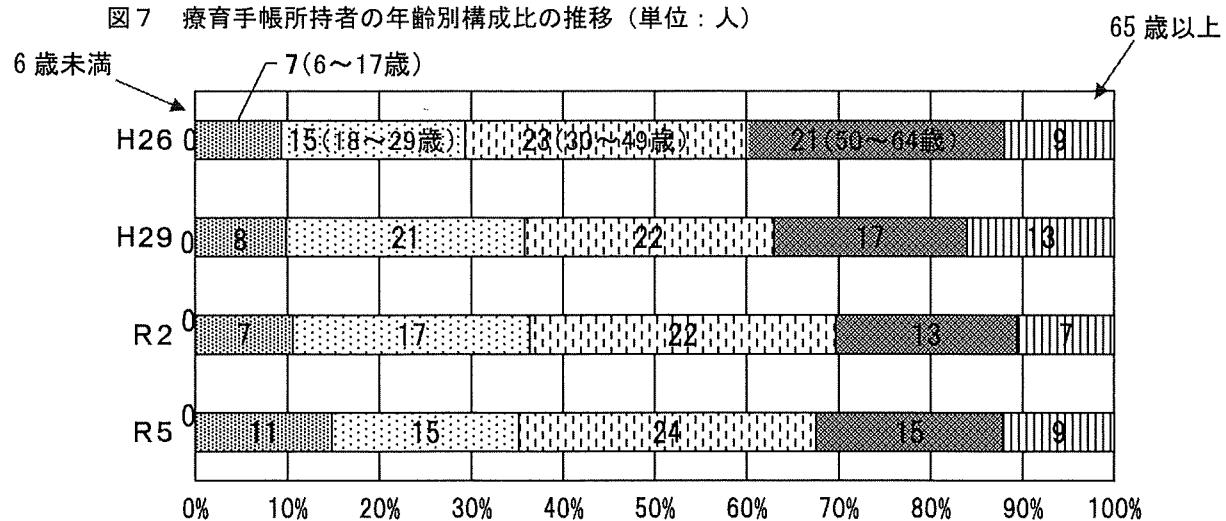
図6 療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在：以下同じ）



②年齢別構成比

年齢別では、各年度において大きな差はみられません。令和5年度は6～49歳までの年齢層で約67%を占めており、身体障害者手帳所持者と異なり、若い世代の人の占める率が高くなっています。

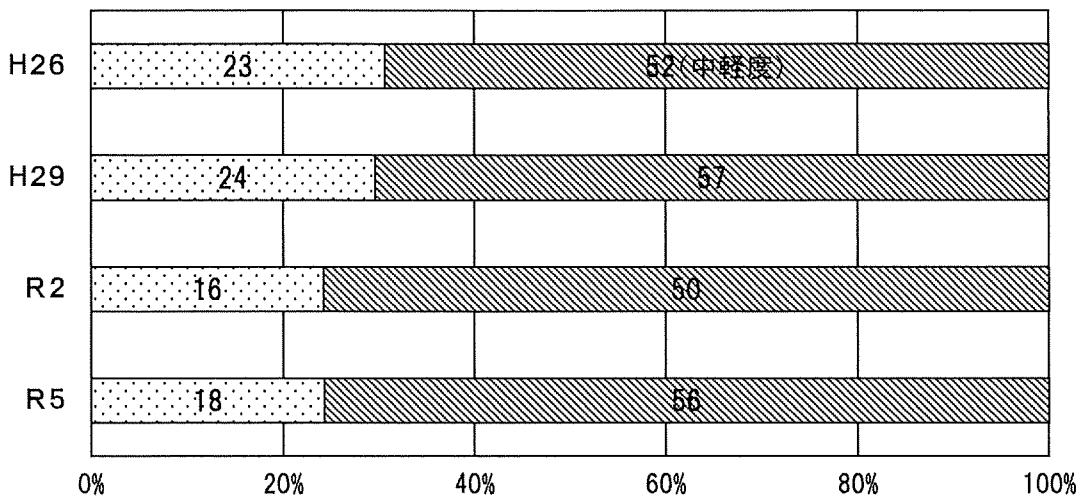
図7 療育手帳所持者の年齢別構成比の推移（単位：人）



③程度別構成比

程度別についても、各年度において大きな差はみられません。令和5年度は令和2年度と比較して「中軽度」で6人の増となっています。「重度」が18人に対して「中軽度」が56人であり、「中軽度」の人は全体の75%を占めています。

図8 療育手帳所持者の程度別構成比の推移（単位：人）

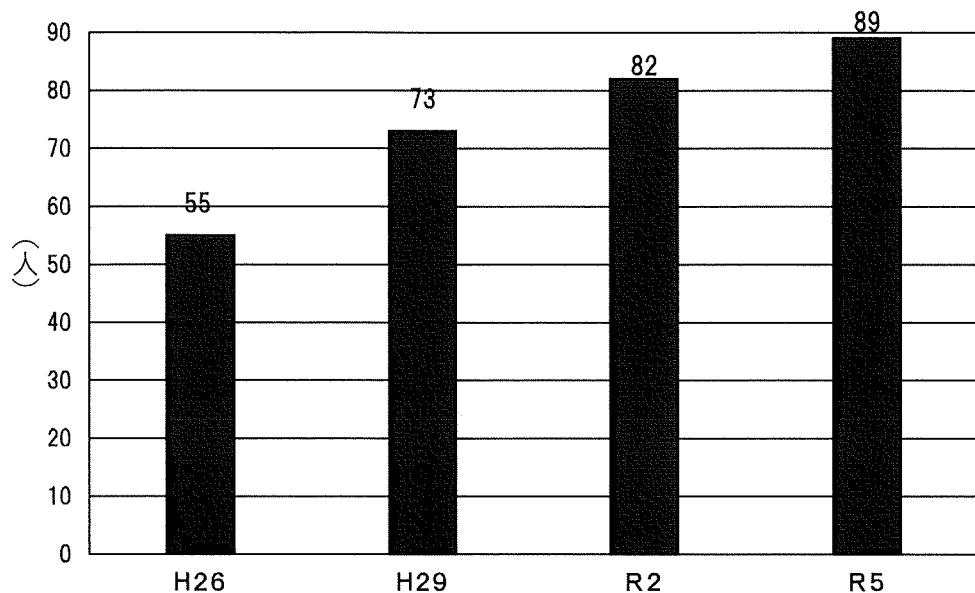


(3) 精神障害者

①手帳所持者総数

精神障害者保健福祉手帳所持者は、増加傾向にあります。令和5年度は令和2年度と比較して7人の増となっています。

図9 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在：以下同じ）

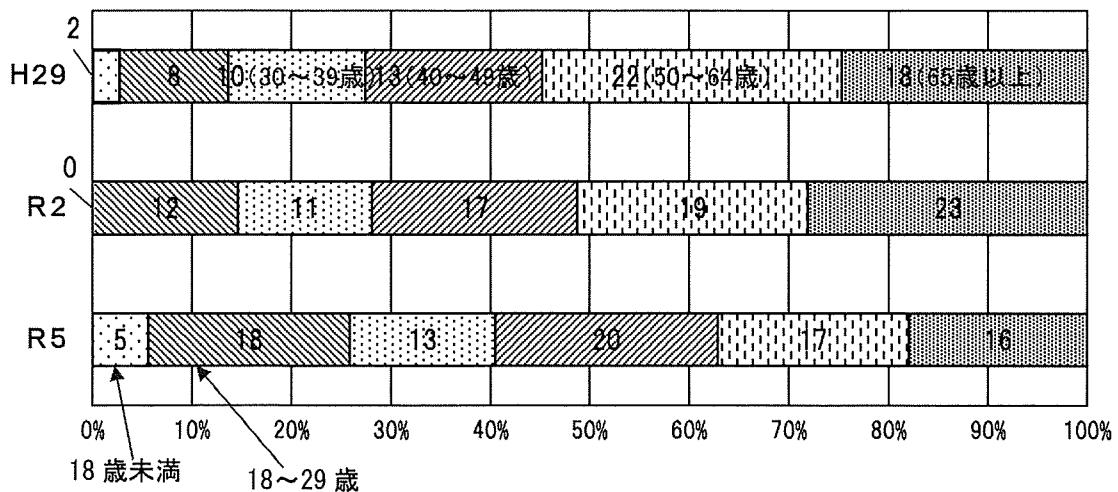


②年齢別構成比

年齢別では40～49歳までの人が最も多くなっています。年々若い世代の人の占める率が高くなっています。

また、令和5年度では18歳未満の手帳所持者が5人となっています。

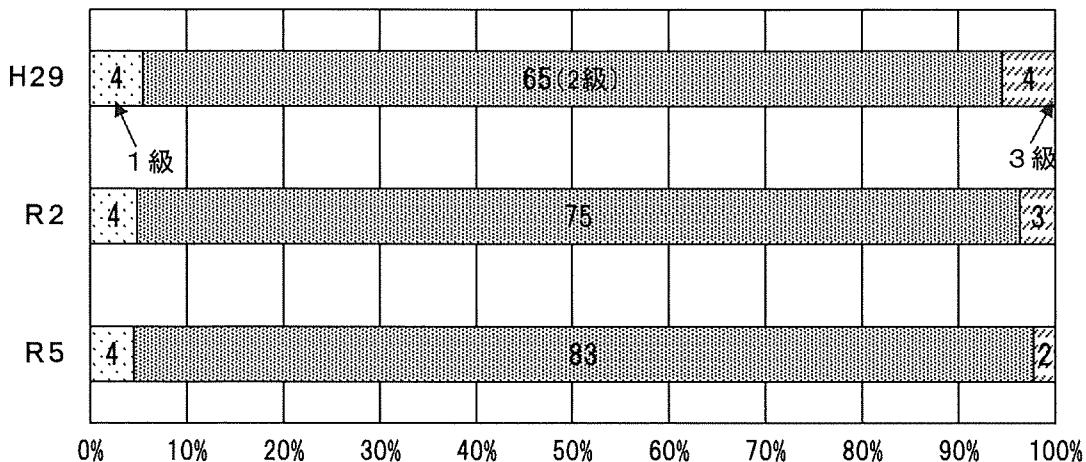
図10 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別構成比の推移（単位：人）



③等級別構成比

等級別では、2級の人が最も多く、令和5年度では手帳所持者全体の93%を占めています。令和2年度と比較して2級の所持者が8人の増となっていきます。

図11 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比の推移（単位：人）

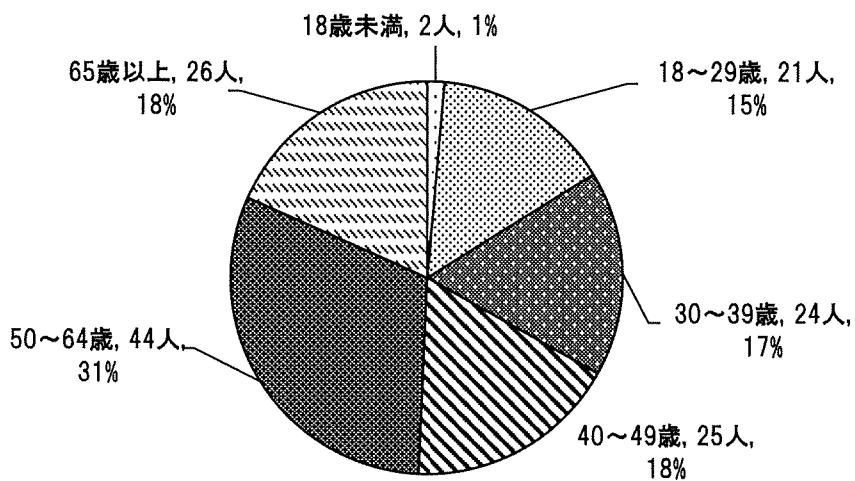


④自立支援医療（精神通院医療）利用者の年齢別構成比

精神障害者保健福祉手帳の有無を問わず、統合失調症や躁うつ病、てんかんなどの精神疾患により精神科病院等に通院している人は、通院にかかる医療費の公費助成制度を利用できます。

町内では、令和5年4月1日現在で142人の人が同制度を利用しています。年齢別構成をみると50～64歳の人が最も多くなっています。また、40歳以上の利用者が全体の66%を占めています。

図12 自立支援医療制度（精神通院）利用者の年齢別構成（令和5.4.1現在）



第2節 障害福祉サービス利用の状況

1 障害者総合支援法による利用状況

平成 25 年 4 月 1 日に施行された障害者総合支援法に基づくサービス及び津南町地域生活支援事業における各種サービスの利用実績は次の表のとおりです。

日中系サービスでは、視覚に障害のある人の移動のためのサービスである同行援護が平成 29 年度から利用されています。自立訓練（機能訓練及び生活訓練）のサービス提供事業所は町内にないこともあります。平成 29 年度の利用者はいません。就労系サービスのうち就労継続支援 A 型の利用者は、事業所は増えましたが就労継続支援 B 型への移行者もいたため、A 型は減少傾向、B 型は増加傾向にあります。また、生活介護は主に施設入所者や共同生活援助利用者等の日中サービスとして利用されています。障害児のサービスについては、町内にサービスが少ないため利用が伸びていません。

居住系サービスでは、令和 4 年に町内 2 棟目となるグループホームが完成しました。女性専用棟として稼働しています。施設入所支援については、利用期間が長期化する傾向があり、入所者の数は変動がありません。

地域生活支援事業では、移動支援事業について公共交通機関等の移動手段の不足から利用が伸びていません。平成 28 年 12 月に町内に施設が新築されたことから利用者数が大幅に増加しています。日中一時支援事業について、平成 29 年 4 月から同じ施設で事業を開始したことから利用者が増加しています。その他の事業については大きな変動はありません。

【指定障害福祉サービスなどの利用状況】※主に利用実績のあるものを掲載

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	実人数	6	7	6
	時間/月	44	56	45
重度訪問介護	実人数	1	1	1
	時間/月	110	279	498
同行援護	実人数	3	3	3
	時間/月	5	5	4
生活介護	実人数	18	19	21
	人日/月	350	344	393
自立訓練(機能訓練)	実人数	1	1	0
	人日/月	22	22	0
自立訓練(生活訓練)	実人数	1	0	0
	人日/月	10	0	0
就労移行支援	実人数	0	0	0
	人日/月	0	0	0
就労継続支援(A型)	実人数	14	8	9
	人日/月	291	165	173
就労継続支援(B型)	実人数	30	36	38
	人日/月	611	696	655
療養介護	実人数	4	4	4
短期入所	実人数	4	3	3
	人日/月	0	0	0
児童発達支援	実人数	0	0	0
	人日/年	0	0	0
放課後等デイサービス	実人数	2	2	2
	人日/年	39	38	36
共同生活援助(グループホーム)	実人数	22	21	20
施設入所支援	実人数	12	12	12

※ 人日/月=人数×利用日数/月 (例) 1人×10日/月=10人日/月

【地域生活支援事業の利用状況】 ※主に利用実績のあるものを掲載

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談支援事業	事業所数	3	3	3
移動支援事業	実人数	2	2	0
	延時間/年	84	39	0
日常生活用具給付等事業※	実人数	29	33	24
	件数/年	267	272	114
地域活動支援センター	実人数	28	42	42
	か所数	3	3	3
日中一時支援事業	実人数	3	3	5
	人日/年	88	81	114
巡回支援専門員整備	巡回数/年	22	21	25
	人/年	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	0	0	1

※ 日常生活用具のうち排せつ管理支援用具（ストーマ）は、1人あたり年間12件（1か月あたり1件）と数えるため、実人数に対し上記のような件数になっています。

2 町内のサービス提供事業所

令和5年10月現在、町内の指定障害福祉サービス及び地域生活支援事業のサービス提供事業所は7か所ですが、町内では利用できるサービスが限られているため、十日町市など近隣市の施設や事業所を利用している方が大勢います。

1 津南町在宅介護支援センター・津南町高齢者生活福祉センター

居宅介護、同行援護、重度訪問介護のほか、障害のある人の外出時に付き添いにより支援する移動支援、施設内で入浴介助や食事の提供などを行う生活介護などの各種サービスを行っています。

2 恵福園

本事業所は、特別養護老人ホームですが、障害のある人の短期入所サービスも行っています。普段、障害者の介護にあたっている方が、外出や病気などの理由で介護できない時に利用することができます。

3 すみれ工房

本事業所は、平成23年12月1日より就労継続支援B型サービスを行っています。障害のある人がリサイクル封筒や木彫り製品のほか様々な自主製品の製作を通じて、就労へ移行できるよう支援するとともに、基本的な生活習慣を身につけ、自立した生活ができるように支援しています。

4 相談支援センターすみれ

本事業所は、障害の種類を問わず障害のある人やご家族からの様々な相談に対して電話や面接、訪問活動等により、不安の解消や福祉サービスの利用調整などを行っています。

また、障害福祉サービスを利用される方々に対して、アセスメントや認定調査等を実施した上でサービス等利用計画の作成や定期的なモニタリングを行うことにより、利用ニーズに合ったサービスの提供に努めています。

5 いこいの家

本事業所は、地域活動支援センター（Ⅲ型事業）として障害の種類を問わず、日中活動の場として行事や社会との交流などにより様々な支援を行っています。もともと精神障害者の日中活動の場として利用されていましたが、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月から十日町市の「障がい者地域生活支援センターエンゼル妻有（地域活動支援センターⅠ型）」の津南サテライト事業所という位置づけでスタートし、平成22年4月からはNPO法人地域ケアサポート魚沼に運営が引き継がれました。平成28年12月に建物を新築したことから利用者も増え、平成29年4月には日中一時支援事業を開始し、見守り等が必要な障害者等の受け入れを行

っています。

6 サンファーム

本事業所は、平成 23 年 9 月 1 日より就労継続支援 A 型サービスを提供しています。利用者と雇用契約を結び、賃金を支払う雇用型のサービスです。椎茸の栽培作業を通じて、就労に向けた支援を行っています。平成 28 年 4 月から就労継続支援 B 型サービスを併設し、より幅広い利用者の支援を行っています。

7 よつば

本事業所は、平成 27 年 12 月 1 日より就労継続支援 A 型サービスを提供しています。主に菓子の製造販売を通して、社会の一員として充実した毎日が送れるよう支援をしています。